

Ⅲ 学 習 に つ い て

1. 授業科目

本学に設けられた授業科目は、次の種類に分けられる。

- (1) 基礎教養科目
- (2) 専門教育科目（教科に関する専門教育科目と、教職に関する専門教育科目に類別される）

2. 単位の種別

単位には、必ず履修しなければならない「必修単位」と、各自が進路あるいは研修を望み、考慮して選ぶ「選択単位」とがある。

3. 卒業の要件

- (1) 在学期間
学生は、休学期間を除いて2年以上在学しなければならない。ただし、4年を超えることはできない。
- (2) 免許状及び資格
原則として、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得すること。
- (3) 修得単位
卒業に要する最低修得単位数は、次のとおりである。

授 業 科 目		単 位	
基 礎 教 養 科 目	基礎科目	15単位	合計62単位以上
	教養科目	2単位以上	
専門教育科目		45単位以上	

4. 教育課程

Ⅳ 教育課程（35 ページ以降）を参照のこと。

5. 教育職員免許状の取得

(1) 本学で取得できる免許状
幼稚園教諭二種免許状

(2) 在学期間
2年以上

(3) 修得単位

ア. 卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

イ. 修得単位の中に、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）による別表 1・2 の単位を含まなければならない。

(4) 教育実習

教育実習関係科目は次の方法で実施する。

科 目	単 位	実施場所	実習日数	実施時期
教育実習Ⅰ	1（必修）	幼稚園	1週間	1年次後期
教育実習Ⅱ	1（必修）	幼稚園	1週間	2年次前期
教育実習Ⅲ	2（必修）	幼稚園	2週間	2年次後期
教育実習事前事後指導	1（必修）	学 内	おおむね 30 時間	1年次・2年次

教育実習の経費については、別途徴収する。

6. 保育士資格の取得

(1) 在学期間
2年以上

(2) 修得単位
別表 2 に定めるところによる。

(3) 保育実習

保育実習関係科目は次の方法で実施する。

ア. 保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅰ（施設）、保育実習指導Ⅰ（保育所）、保育実習指導Ⅰ（施設）は必修。

保育実習Ⅰ（保育所） 保育所で おおむね 10 日間（2 単位）

保育実習Ⅰ（施設） 施設で おおむね 10 日間（2 単位）

保育実習指導Ⅰ（保育所） 学内で おおむね 30 時間（1 単位）

保育実習指導Ⅰ（施設） 学内で おおむね 30 時間（1 単位）

イ. 保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲのいずれか選択必修。また実習に応じて、保育実習指導Ⅱもしくは保育実習指導Ⅲを選択必修。

・ 保育実習Ⅱは、保育所実習を重点的に希望する者が選択履修。

保育所で おおむね 10 日間 （2 単位）

・ 保育実習Ⅲは、施設実習を重点的に希望する者が選択履修。

保育実習Ⅰで実習した以外の施設で おおむね 10 日間（2 単位）

保育実習指導Ⅱ（またはⅢ）学内で おおむね 30 時間（1 単位）

ウ. 保育実習は主に 2 年次で実施するが、1 年次では社会福祉施設（養護施設を含む）において、見学・観察等を行い、その理解を深める。

エ. 保育実習の経費については、別途徴収する。

7. 社会福祉主事任用資格の取得

卒業時に保育士資格の取得要件を満たしている学生は、社会福祉主事任用資格を取得できる。

8. レクリエーション・インストラクター資格の取得

レクリエーション・インストラクター資格は、公益財団法人日本レクリエーション協会が認定する資格で、以下の本学所定の科目を履修し、資格申請費用等(20,000円)を納入することにより取得することができる。

- *本学所定科目 レクリエーション理論 (2単位)
- レクリエーション実技 (1単位)
- レクリエーション実習 (1単位)
- 体育実技 (1単位)

別表1 幼稚園教諭二種免許状取得における規定科目と開設科目

施行規則に定める科目区分等		本学における開設教科目		備考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		単位数 必 選
領域及び保育内容の指導法に関する科目の指	健康 人間関係 環境 言葉 表現	8	保育内容演習（健康Ⅰ）	1	
			保育内容演習（人間関係Ⅰ）	1	
			保育内容演習（環境Ⅰ）	1	
			保育内容演習（言葉Ⅰ）	1	
			保育内容演習（表現ⅠA） 保育内容演習（表現ⅠB）	1 1	
領域及び保育内容の指導法に関する科目の指	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	保育内容総論	1	
			保育内容指導法（健康Ⅱ）	1	
			保育内容指導法（人間関係Ⅱ）	1	
			保育内容指導法（環境Ⅱ）	1	
			保育内容指導法（言葉Ⅱ）	1	
			保育内容指導法（表現Ⅱ）	1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6	教育原理	2	
			教職・保育者論	2	
			教育制度論	2	
			教育・保育の心理学Ⅱ	1	
			特別支援教育と障害児保育（概論）	1	
			教育課程と保育の計画・評価	2	
道徳、時間等の総合的な学習の指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	教育の方法と技術	1	
			幼児理解と子ども家庭支援	2	
			教育相談の基礎と方法	2	
教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実習Ⅲ	1 1 1 2	
			保育・教職実践演習（幼稚園）	2	
免許法施行規則第六六条の六に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作	2 2 2 2	日本国憲法	2	
			体育理論	1	
			体育実技	1	
			保育の英語Ⅰ 保育の英語Ⅱ	1 1	
			情報処理演習Ⅰ 情報処理演習Ⅱ	1 1	
免許法施行規則第二条	算数 音楽 図画工作 体育	4	算数		2
			音楽Ⅰ	1	
			音楽Ⅱ	1	
			音楽Ⅲ		1
			音楽Ⅳ		1
			図画工作Ⅰ	1	
			図画工作Ⅱ		1
			図画工作Ⅲ		1
幼児体育Ⅰ 幼児体育Ⅱ	1 1				

※免許必修

※図画工作Ⅱ、図画工作Ⅲ、幼児体育Ⅱから2単位以上選択必修

別表2 児童福祉法施行規則に基づく必修科目・選択必修科目及び本学における開設科目

区分	系列	規定開設科目	形態	単位数	本学開設科目			備考							
					形態	必修	選択		計						
教養科目	外国語、体育以外の科目			6 単位 以上	基礎ゼミナール	演習	1		1	※令和5年度は開講せず ※令和5年度は開講せず ※令和5年度は開講せず ※令和5年度は開講せず					
					文章表現法Ⅰ	演習	1		1						
					文章表現法Ⅱ	演習	1		1						
					クリエイティブ・ムーブメントⅠ	演習	1		1						
					クリエイティブ・ムーブメントⅡ	演習	1		1						
					情報処理演習Ⅰ	演習	1		1						
					情報処理演習Ⅱ	演習	1		1						
					日本国憲法	講義	2		2						
					特別活動Ⅰ	実習	1		1						
					特別活動Ⅱ	実習	1		1						
					日本文化の理解	講義		2	2						
					話し方とコミュニケーション	講義		2	2						
					歴史に学ぶ日本人の生き方	講義		2	2						
					音楽作品研究	講義		2	2						
					くらしと園芸	講義		2	2						
					子どもに教える科学実験	講義		2	2						
					人間と環境	講義		2	2						
					音楽	講義		2	2						
					フリーアート	講義		2	2						
	現代のマナー	講義		2	2										
地球環境学	講義		2	2											
外国語	演習			2 単位 以上	保育の英語Ⅰ	演習	1		1						
保育の英語Ⅱ					演習	1		1							
英語コミュニケーションⅠ					演習		1	1							
英語コミュニケーションⅡ					演習		1	1							
体育	講義			1	体育理論	講義	1		1						
体育実技					実技	1		1							
計				10	計	15	24	39							
必修科目	保育の本質・目的に関する科目				保育原理	講義	2		2						
					教育原理	講義	2		2						
					子ども家庭福祉	講義	2		2						
					社会福祉	講義	2		2						
					子ども家庭支援論	講義	2		2						
					社会的養護Ⅰ	講義	2		2						
	保育の対象の理解に関する科目					保育者論	講義	2		2					
						保育の心理学	講義	2		2					
						子ども家庭支援の心理学	講義	2		2					
						子どもの理解と援助	演習	1		1					
	保育の内容・方法に関する科目					子どもの保健	講義	2		2					
						子どもの食と栄養	演習	2		2					
						保育の計画と評価	講義	2		2					
						保育内容総論	演習	1		1					
						保育内容演習	演習	5			保育内容演習(健康Ⅰ)	演習	1/6		1/6
											保育内容演習(人間関係Ⅰ)	演習	1/6		1/6
											保育内容演習(環境Ⅰ)	演習	1/6		1/6
											保育内容演習(言葉Ⅰ)	演習	1/6		1/6
											保育内容演習(表現ⅠA)	演習	1/6		1/6
											保育内容演習(表現ⅠB)	演習	1/6		1/6
						保育内容の理解と方法	演習	4			音楽Ⅰ	演習	1/7		1/7
											音楽Ⅱ	演習	1/7		1/7
											音楽Ⅲ	演習		1/7	1/7
											音楽Ⅳ	演習	1/7		1/7
											図画工作Ⅰ	演習	1/7		1/7
											幼児体育Ⅰ	演習	1/7		1/7
						保育実習	実習	4			乳児保育Ⅰ	講義	2		2
											乳児保育Ⅱ	演習	1		1
子どもの健康と安全	演習	1		1											
障害児保育	演習	2		2											
社会的養護Ⅱ	演習	1		1											
子育て支援	演習	1		1											
保育実習Ⅰ	実習	2/4		2/4											
保育実習Ⅰ(施設)	実習	2/4		2/4											
保育実習指導Ⅰ	演習	1/2		1/2											
保育実習指導Ⅰ(施設)	演習	1/2		1/2											
総合演習	演習	2		2											
保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2		2											
計		51		51											
選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目				教育制度論	講義	2		2						
					乳児心理学	演習		1	1						
	保育の対象の理解に関する科目					青年心理学	演習		1	4					
						教育相談の基礎と方法	講義		2						
	保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15 単位 以上			保育内容指導法(健康Ⅱ)	演習	1		1					
						保育内容指導法(人間関係Ⅱ)	演習	1		1					
						保育内容指導法(環境Ⅱ)	演習	1		1					
						保育内容指導法(言葉Ⅱ)	演習	1		1					
						保育内容指導法(表現Ⅱ)	演習	1		1					
						社会的養護Ⅲ	演習		1	1					
	保育実習	実習	2			図画工作Ⅱ	演習		1	1					
						図画工作Ⅲ	演習		1	1					
幼児体育Ⅱ						演習		1	1						
児童文化Ⅱ						演習		1	1						
保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ						実習		2	2						
保育実習Ⅲ						実習		2	2						
保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1			保育実習指導Ⅱ	演習		1	1						
					保育実習指導Ⅲ	演習		1	1						
					計		18		18						
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている教科目					算数	演習	2		2						
					レクリエーション理論	講義	2		2						
					レクリエーション実技	実技	1		1						
					レクリエーション実習	実習	1		1						
					教育の方法と技術	演習	1		1						
					教育実習Ⅰ	実習		1/5	1/5						
					教育実習Ⅱ	実習		1/5	1/5						
					教育実習Ⅲ	実習		2/5	2/5						
					教育実習事前事後指導	実習		1/5	1/5						
					キャリア開発Ⅰ	演習	1		1						
					キャリア開発Ⅱ	演習	1		1						
					キャリア開発Ⅲ	演習	1		1						
					計		3	12	15						

9. 学習方法

- (1) 各授業科目についての1単位は、教室又は教室外における合計45時間の学習に対して与えられる。

講義・演習……原則として毎週1～2時間15週の教室での学習と教室外における毎週1～2時間15週の準備のための学習

実技・実習……原則として毎週3時間15週の教室での学習

- (2) 本学における授業時間

1時間の授業時間は45分単位とし、原則として2時間連続の90分単位を1時限(1コマ)とする。

時 限	時 間
1	9 : 1 0 ~ 1 0 : 4 0
2	1 0 : 5 0 ~ 1 2 : 2 0
3	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
4	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0
5	1 6 : 2 0 ~ 1 7 : 5 0

- (3) 授業への出席について

授業開始後20分以内に入室した場合は遅刻扱いとし、以後の入室は欠席扱いとする。早退の場合もこれに準ずるものとし、授業開始から70分以後に退室した場合は早退として遅刻と同じ扱いとする。なお、これ以前の退室については、欠席扱いとする。

遅刻・早退回数3回をもって1回の欠席と同じ取扱いとする。

風水害等の災害、近親者の死亡、伝染病等による欠席の場合は、関係者(機関)の証明書を提出すれば欠席として扱わない。(学生準則第26条参照 40～41ページ)

- (4) 学期の区分

1学年を2学期に分けて次のとおりとする。

前 期 4月1日～9月30日

後 期 10月1日～3月31日

10. 受講の手続き

- (1) 教育課程についてよく調べ、2年間の在学中に単位を修得しようとする授業科目について十分に検討すること。不明な点については、教務担当の教職員に相談して各自の履修計画を決めること。
- (2) 履修オリエンテーションで配付される「履修登録表」に、修得しようとする授業科目等を記入のうえ、示された期日までに所定の場所へ提出すること。
- (3) 「履修登録表」に記入していない授業科目及びすでに単位を修得した科目については、履修することはできない。
- (4) 「履修登録表」提出後は、受講科目を変更することはできない。
- (5) 受講をとりやめた場合及び定期試験の受験資格のない場合は、放棄となる。

11. 試験及び単位の認定

- (1) 試験

試験は、大学が学生に対して各履修授業科目の修了を認定する方法である。

ア. 試験方法

試験はそれぞれの授業科目の内容に応じて、筆記、口述、レポート、論文、作品の製作、実技等によって行う。

イ. 試験の種類

試験は定期試験と随時試験に分けられる。なお、試験では追試験及び再試験を行うことがある。

- (ア) 定期試験は、履修授業科目の課程終了に応じて、原則として、前期末及び後期末に行う。
- (イ) 定期試験の科目、時間割、その他必要な事項は、試験開始10日前に本館事務室前に掲示する。
- (ウ) 随時試験は、履修授業科目の過程において随時行う。しかし、これが直ちに履修授業科目の

修了を認定するものではなく、その累積された成績の評価によって認定する。

(エ) 追試験は、病気その他やむを得ない理由で、定期試験を欠席した者に対して行う。

(オ) 再試験は、定期試験で不合格になった者に対して行うことがある。

ウ. 試験の実施

(ア) 定期試験

A. 受験資格は次のとおりである。

a. 履修登録を行っていること。

b. 出席時間数が5分の4以上あること。

B. 受験資格のない者が試験を受けても無効である。

C. 病気その他やむを得ない理由により定期試験を欠席する場合は、当該試験科目の開始前にその旨を必ず学生支援課に申し出ること。(代理人または電話でも可)

D. 無届け欠席者については、不合格として処理する。

(イ) 随時試験

A. 受験資格については定期試験の場合に準ずる。

B. 実施の詳細については科目担当者の指示に従うこと。

(ウ) 追試験

A. 定期試験を受けることができなかつた者で、次の各項に該当する者は、1回に限り追試験を受けることができる。

a. 病気もしくは負傷のため受験できなかつた者

b. 三親等以内の親族の死亡により受験できなかつた者

c. 風水害・地震・火災等の災害によって受験できなかつた者

d. 就職試験その他やむを得ない事由があると認められた者

e. 学校保健安全法に基づく出席停止(インフルエンザ等)による欠席(診断書、もしくは治癒証明書が必要)

B. 追試験を受けようとする者は、事由発生後3日以内に、次の書類を学生支援課に提出すること。ただし、就職試験など前もって欠席が確定している者については、事由発生前に提出してもよい。

a. 欠席理由を証明する書類

b. 追試験受験願

c. 追試験受験料(1科目につき1,000円)ただし、上記Aのb、c、d、eに該当する場合は受験料は免除される。

C. 追試験の時間割、その他必要な事項は、本館事務室前に掲示する。

D. 欠席者については、不合格として処理する。

E. 追試験で不合格になった場合は、原則として再試験は行わない。

(エ) 再試験

A. 定期試験で不合格になった者は、科目担当者の許可があった場合に限り1回だけ再試験を受けることができる。

B. 再試験を受けようとする者は、再試験受験願に再試験受験料(1科目につき1,000円)を添えて、試験の前日の15時まで(土曜日は11時30分まで)に総務課で手続きし、学生支援課に提出すること。

C. 再試験の時間割、その他必要な事項は本館事務室前に掲示する。

D. 欠席者については、不合格として処理する。

E. 再試験の成績は69点を超えることはない。

(オ) 提出物による試験

作品、レポート、論文などの提出物は、科目担当者が指示する提出方法に従って、所定の期日までに必ず提出すること。

科目担当者の指示により学生支援課に提出した場合は、受領証を発行する。

期限後提出されたものは、期限後提出の印が押され科目担当者に渡される。

受領証は大切に保存しておくこと。なお、追試験及び再試験としてのレポートなどを提出する場合は、筆記試験の場合と同様に、受験願、受験料等を期日までに学生支援課に提出すること。

エ. 受験に関する注意事項

(ア) 試験場においては指示された席に着くこと。

(イ) 学生証を机上に提示すること。

忘れた場合は、総務課で仮学生証（当日限り）の交付を受けること。（1回につき 500 円）

(ウ) 特に指示のない限り筆記用具以外の物は足元に置くこと。

(エ) 物品の貸借、私語及び不正行為は禁止する。

(オ) 不正行為をした者は、その学期に認定される全科目の単位を不認定とする。

(カ) 試験開始後 20 分以内に入室した場合は、受験を認める。

(キ) 試験開始後 20 分以内の退出は認めない。

(2) 単位の認定

ア. 成績の評価

成績は、授業科目の履修期間終了後、出席状況、試験の成績及び本人の学習状況等を総合的に判断し、以下の秀(S)～不可(F)の5段階で評価する。可(D)以上を合格とする。なお、第 11 条の 2 項に掲げる既修得単位の認定を受けた授業科目であっても、科目によっては単位認定を「認定」と表すことがある。

秀 (S) 90 ～ 100 点

優 (A) 80 ～ 89 点

良 (B) 70 ～ 79 点

可 (C) 60 ～ 69 点

不可 (F) 59 点以下

イ. 単位

前記の評価によって秀、優、良、可については、単位の修得を認定する。なお、不可については不認定とする。また、授業料等納入金を各期試験最終日までに完納していないと、試験を受けていても、単位の認定はしない。

ウ. GPA (Grade Point Average)

成績評価については、各授業科目の成績を秀(S)～不可(F)の5段階で評価すると共に、GPA という成績評価値によって表示する。GPAは各科目の成績を点数化することによって、個人の成績レベルが一目でわかるようにしたものである。学生は、GPAにより、自らの成績状況及び学習成果を把握しやすくなる。

GPAの算出は、まず各科目の秀(S)～不可(F)の評価に、それぞれ4点、3点、2点、1点、0点を割り当てる。次に、それぞれ割り当てられた点数に各科目の単位数を掛けてその総和を求め、全体を総単位数で割って算出する。GPAは、学期ごとに算出され、成績通知書に記載される。ただし、成績評価値に「認定」と表しているものについては、GPAの算出に換算しない。GPAは、学内推薦基準、奨学金制度、表彰制度などに用いているほか、卒業要件に必要な全科目のGPAが1.75以上であることを卒業の基準（目安）としている。また、GPAが、特定の授業科目の履修条件として用いられることがある。そのほか、卒業要件に必要な全科目のGPAが1.75未満を目安に、該当の学生に対する個別学習支援を行ったり、本学の教育の質的向上に関わる局面において活用するものとする。※不可(F)は放棄も含む。

例) 履修した5科目が、1科目ずつS～Fに評価された場合

評価(点数)	S(4)	A(3)	B(2)	C(1)	F(0)	総単位数
単位数	1	2	1	2	1	7

$$GPA = \frac{4 \times 1 + 3 \times 2 + 2 \times 1 + 1 \times 2 + 0 \times 1}{7} = 2.0$$

エ. 成績評価再審査請求

成績評価について疑義を感じた場合、再審査を請求することができる。

原則として、成績配付日から3日以内（土・日を除く）に成績評価再審査請求願に必要事項を記入し、学生支援課に提出する。

付 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

オ. CAP制

本学では、CAP制（各期に履修登録をする単位数の上限を定めた制度）を定めている。学習すべき授業科目を精選することで十分な学習時間を確保し、授業内容を深く身に付け、各期にわたって適切に授業科目を履修してもらうための制度である。各期に登録できる単位数は、原則として指定する科目中から各期25単位を上限とする。既修得単位科目もCAP制の対象となる。但し、以下の科目は、25単位の上限を超えて履修することができる。

①実習関連科目

「教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」 「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

②レクリエーション・インストラクター資格関連科目

「レクリエーション理論」 「レクリエーション実技」 「レクリエーション実習」

また、前年度の累積GPAが3.0以上の場合、上限を各期27単位まで緩和することができる。